

建設現場における週休2日の取り組みモデル工事（H30年度試行）
における週休2日取得の達成状況確認方法の運用（案）

1. 用語の定義

四角囲み：本省通知

○対象工事である旨等の明示

- ・週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨を明示するものとする。

【解説】

- ・公告時に明示していない工事は費用計上の対象とならない。
- ・平成30年4月1日以降、公告された工事を対象とする。

○対象期間

- ・工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

【解説】

- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。
- ・現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や現場完了日の後に行う現場事務所（工事施工範囲外）や会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、週休2日の対象期間外とする。

○現場閉所

- ・巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

○4週8休以上

- ・対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

【解説】

- ・現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状

態をいう。

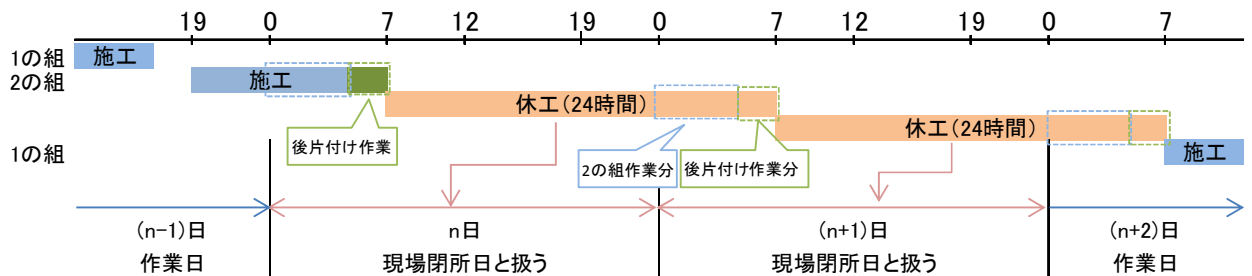
- ・現場巡視等の作業を伴わないものは、本省通知の「巡回パトロールや保守点検等」に該当するため、現場閉所とする（出来形計測等は不可）。
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。
- ・現場閉所日については、作業条件等により異なるため、土日・祝日に限る必要はなく、事前に受発注者で工程調整部会等において調整すること。
- ・工事特性に応じて判断する事例として、以下が挙げられる。

（１）トンネル工事

1) 休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

※切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。

2) 2方施工の2の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後24時間もしくは48時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



なお、トンネル工事に限らず、2方施工の工事は、同様の扱いとする。

（２）ニューマチックケーソン工事

1) 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

2. 週休2日の確認方法

2-1 受注者決定後の流れ

- ・発注者は受注者決定後速やかに「施工条件確認部会」を開催し、最新の施工条件（関係機関協議進捗状況・完了予定時期等）を受注者に説明するとともに、「クリティカル工程共有表（CCS）」に工程に影響を受ける期間等を記入し、受注者に提出する。
- ・受注者は、これを踏まえ、「クリティカル工程共有表（CCS）」を作成し、「工程調整部会」開催前までに週休2日の取り組み実施の希望の有無を報告する。
- ・受注者は週休2日の取り組みを希望する場合は、「クリティカル工程共有表（CCS）」の週休2日（現場閉所）計画欄に現場閉所予定日を記入する。
- ・受注者は、工事工程において現場閉所の考え方及び現場閉所日（計画）を設定し、週休2日取得の確認方法を受発注者で決定する。

2-2 具体的な設定とその確認

- ・現場閉所計画は以下の点に留意して設定すること。
 - ①対象期間（工事着手予定日から現場完了予定日のうち、年末年始6日間・夏期休暇3日間等を除いた期間）内に4週8休・4週7休・4週6休相当の現場閉所日を設定。

$$\text{現場閉所予定日数} \geq \text{当初対象期間から算出される現場閉所日数} \\ (= \text{当初対象期間} \times 6 \sim 8 / 28)$$

- ②受注者希望方式における当初の現場閉所計画は、4週8休以上を基本とするが、4週7休以上・4週6休以上の計画とすることも可能とする。
- ③対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はない。
- ④以上を踏まえ、受注者から提示された現場閉所の考え方及び現場閉所日、週休2日取得の確認方法について双方合意の上、決定する。

2-3 施工中の確認方法

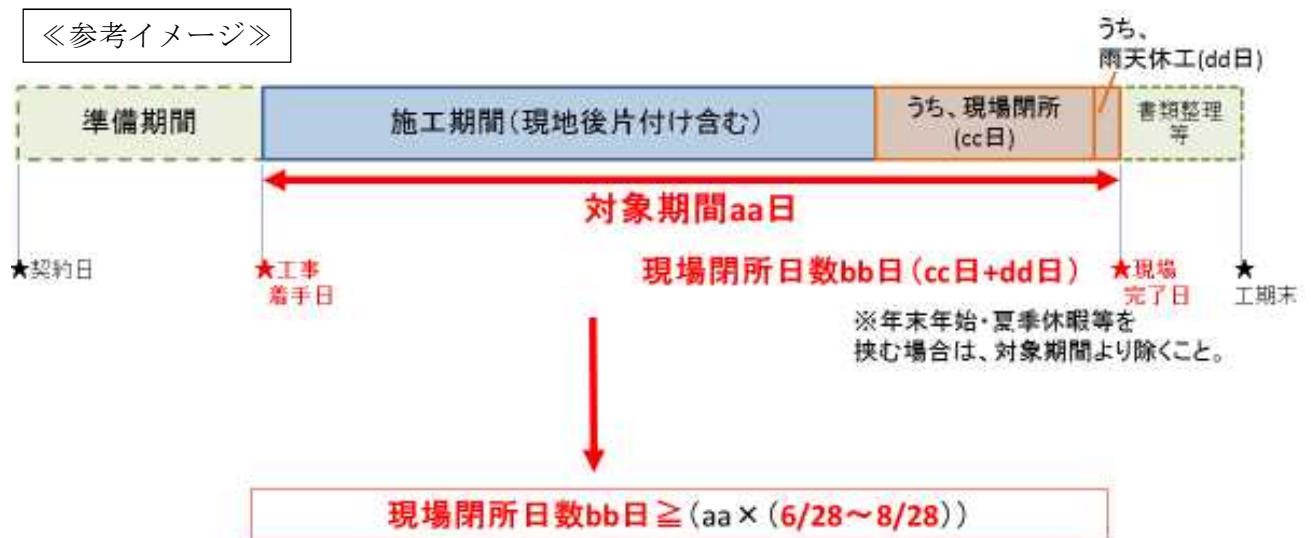
- ・施工中に工事工程に変更が生じた場合や対象期間が変更となった場合は、工程調整部会にて「クリティカル工程共有表（CCS）」を用いて、受発注者にて現場閉所予定を確認すること。
- ・工程調整部会は適宜開催可能とする。ただし、受注者希望方式【工程共有強化型】においては、月1回以上必ず開催すること。

2-4 実施結果の確認

- ・受注者が工程調整部会資料として作成する「クリティカル工程共有表（CCS）」の「週休2日（現場閉所）実施欄に最終的な現場閉所実施日を記入する。
- ・発注者は受発注者間で定めた確認方法にて、対象期間から週休2日（4週8休相当）の現場閉所実施日数が確保されたか確認する。

$$\text{現場閉所実施日数} \geq \text{実施対象期間から算出される現場閉所日数} \\ (= \text{実施対象期間} \times 6 \sim 8 / 28)$$

- ・施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本とする。



○請負代金額の補正について

(1) 4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、以下のとおり労務費・機械経費(賃料)・間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

※発注者指定方式・受注者希望方式で適用

【労務費】	1.05
【機械経費(賃料)】	1.04
【共通仮設費】	1.04
【現場管理費】	1.05

(2) 4週7休以上4週8休未満の現場閉所が達成できた場合、以下のとおり労務費・機械経費(賃料)・間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

※受注者希望方式のみ適用

【労務費】	1.03
【機械経費(賃料)】	1.03
【共通仮設費】	1.03
【現場管理費】	1.04

(3) 4週6休以上4週7休未満の現場閉所が達成できた場合、以下のとおり労務費・機械経費(賃料)・間接工事費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

※受注者希望方式のみ適用

【労務費】	1.01
【機械経費(賃料)】	1.01
【共通仮設費】	1.01
【現場管理費】	1.02

(4) 補正方法

- ① (1)～(3)の現場閉所が確保できた場合は、該当する現場閉所達成状況に応じて補正を行う。
- ② 確保できなかった場合は補正を行わない。